

厚生労働大臣 長妻昭 様
中医協委員 各位
国会議員 各位

包括病床入院患者さんへの他医療機関からの投薬を認め、 入院料減額や他医療機関での算定制限を撤廃してください

国民医療の向上に日夜ご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、中医協において、出来高病棟に入院中の患者さんが他医療機関で外来受診の必要が生じた場合に、専門的な診療に特有な薬剤については他医療機関で投薬できるよう通知を改正することが確認され、6月4日付で課長通知が出されました。

皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

しかし、中医協でも論議されておられるように、他医療機関受診の問題はこれだけではありません。入院中の患者さんへの必要な医療を確保するためには、包括病床入院患者さんへの専門的な投薬を認めるとともに、入院料の減算や他医療機関の算定制限の撤回が必要です。

複数の疾病を抱えている患者さんのすべての疾病について、一つの入院医療機関のみで対応するのは困難な場合があります、このままでは、地域での医療連携にも悪影響を与えます。

つきましては速やかに下記の要請事項を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 包括病床について
 - ①入院患者への専門的な薬を従来通り、他医療機関で投与できるようにしてください。
 - ②他医療機関で実施した診療が、入院料に包括されない場合は入院料の減額をやめてください。

- 2 出来高病棟について
 - ①出来高病棟入院患者の入院料減額を撤回してください。
 - ②他医療機関での算定範囲の規制を撤回してください。

2010年 月 日

氏 名

医療機関名

所在地

(ゴム印でも結構です)

私の一言